

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）  
 委 員 田 村 兼 吉  
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年4月17日 07時58分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港東方沖 鹿島港南防波堤灯台から真方位092° 8.0海里（M）付近 （概位 北緯35° 57.0′ 東経140° 53.0′）
事故の概要	漁船第八 <sup>はま</sup> 浜丸は、揚網作業中、甲板員がデリックポストの掛けフックから外れて跳ねた引き綱に打たれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年5月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八浜丸、14.92トン IG2-2271（漁船登録番号）、個人所有 14.96m（Lr）×3.90m×1.14m、FRP ディーゼル機関、610kW、昭和55年5月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月13日 免許証交付日 平成24年10月24日 （平成30年8月12日まで有効） 甲板員A 男性 63歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、平成29年4月17日03時00分ごろから鹿島港東方沖において、いか底びき網漁の操業を行っていた。 本船は、前部甲板にトップリールと呼ばれるワイヤドラム（以下「トップリール」という。）を、後部甲板の両舷にトロールウインチ（以下右舷側のトロールウインチを「本件トロールウインチ」という。）をそれぞれ1基ずつ設置していた。

本船は、揚網の際に、オッターボード（網口開口板）までの引き綱（直径16mmのワイヤロープ）を両舷のトロールウインチで巻き上げてオッターボードを船内に取り込んだ後、オッターボードに取り付けていた遊び綱を外してトップリールに繋ぎ替え、遊び綱に連結された手綱及び綱を巻き上げる作業（以下「本件巻き上げ作業」という。）を行っていた。

船長は2回目の揚網作業を行うこととし、船橋後方の後部甲板が見通せる位置に立ち、両舷のトロールウインチの遠隔操作レバー（以下右舷側のトロールウインチの遠隔操作レバーを「本件操作レバー」という。）を操作して引き綱を巻き上げ、オッターボードを引き揚げた。

甲板員Aは後部甲板の右舷側で、甲板員Bは同甲板の左舷側で、それぞれトロールウインチからオッターボードに繋がった引き綱を作業の支障にならないようにデリックポストの掛けフックに掛け、手綱をトップリールで巻き上げる準備をしていたところ、07時58分ごろ、本件トロールウインチが作動して引き綱が緊張し、右舷側の同綱が右舷側デリックポストの掛けフックから外れて船内側に跳ね、甲板員Aの左顔面に当たった（図1参照）。

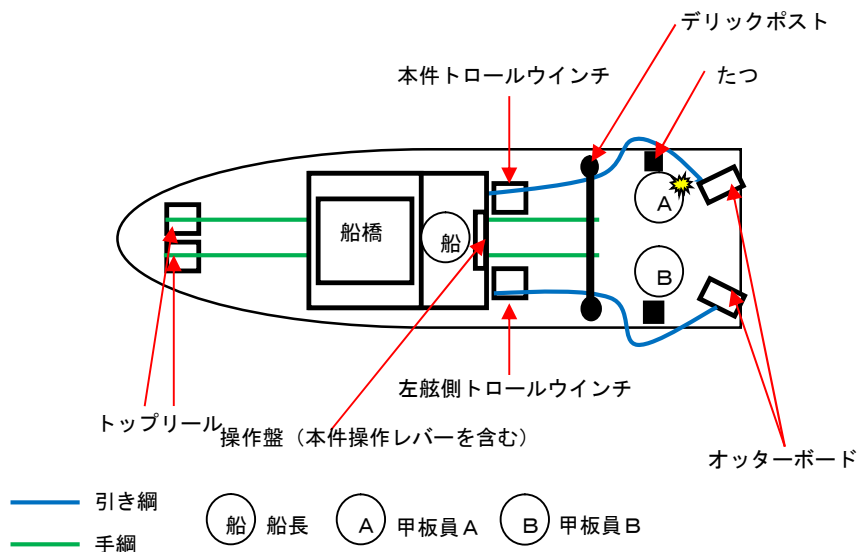


図1 本件作業状況図

船長及び甲板員Bは、甲板員Aがしゃがみ込んだのを見て事故の発生に気づき、応急手当を行い118番へ通報した。



本船は鹿島港に入港し、甲板員Aは救急車で病院に搬送され、顔面挫創と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 操作盤の状況、写真3 後部甲板の状況 参照）

その他の事項

本件巻き上げ作業は、いか底びき網漁の際にいつも行うものであり、各乗組員は同作業に慣れていた。

船長は、通常、引き綱をデリックポストの掛けフック及びたつに掛けていたが、本事故当時たつに掛けていたかについてはよく覚えてい

	<p>ないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、船内で動きやすいよう大きめのカップの上下を着用し、袖口はゴムで絞られていた。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bはカップのズボンをそれぞれ着用していたが、保護帽を着用していなかった。</p> <p>本件操作レバーの長さは約15cmであった。</p> <p>船長は、本事故当時、本件操作レバーを使用後、中立の位置にしてストッパを掛けていなかったため、カップのたもとが同レバーに引っ掛かり、本件トロールウインチが巻き上げ方向に作動し、引き綱が緊張したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鹿島港東方沖において、船長が、本件巻き上げ作業を終えた際、本件操作レバーのストッパが外れていて、カップのたもとが本件操作レバーに引っ掛かったことから、本件トロールウインチが巻き上げ方向に作動し、引き綱が緊張して右舷側デリックポストの掛けフックから外れて船内側に跳ね、同綱が甲板員Aの左顔面に当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、大きめのカップを着用していたことから、カップが本件操作レバーに引っ掛かったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、鹿島港東方沖において、船長が、本件巻き上げ作業を終えた際、本件操作レバーのストッパが外れていて、カップのたもとが本件操作レバーに引っ掛かったため、本件トロールウインチが巻き上げ方向に作動し、引き綱が緊張して右舷側デリックポストの掛けフックから外れて船内側に跳ね、同綱が甲板員Aの顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本船は、本事故後、引き綱が緊張した場合でも甲板員に当たることがないように、デリックポストにロープ及びC型環を、たつにロープを利用した対策をそれぞれ採った。(写真1、2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="555 1659 979 1973">  </div> <div data-bbox="991 1659 1415 1973">  </div> </div> <p>写真1 デリックポストの対策                      写真2 たつの対策</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ウインチ等の操作者は、カップがレバーに引っ掛かった際に作動しないよう、操作しないレバーについて確実にストッパをかけること。</li><li>・ 作業中は、衣服等がレバー等に引っ掛からないよう、立ち位置に注意すること。</li><li>・ 甲板上で作業を行う際は、引き綱等の不意の動きに備え保護帽を着用することが望ましい。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 操作盤の状況

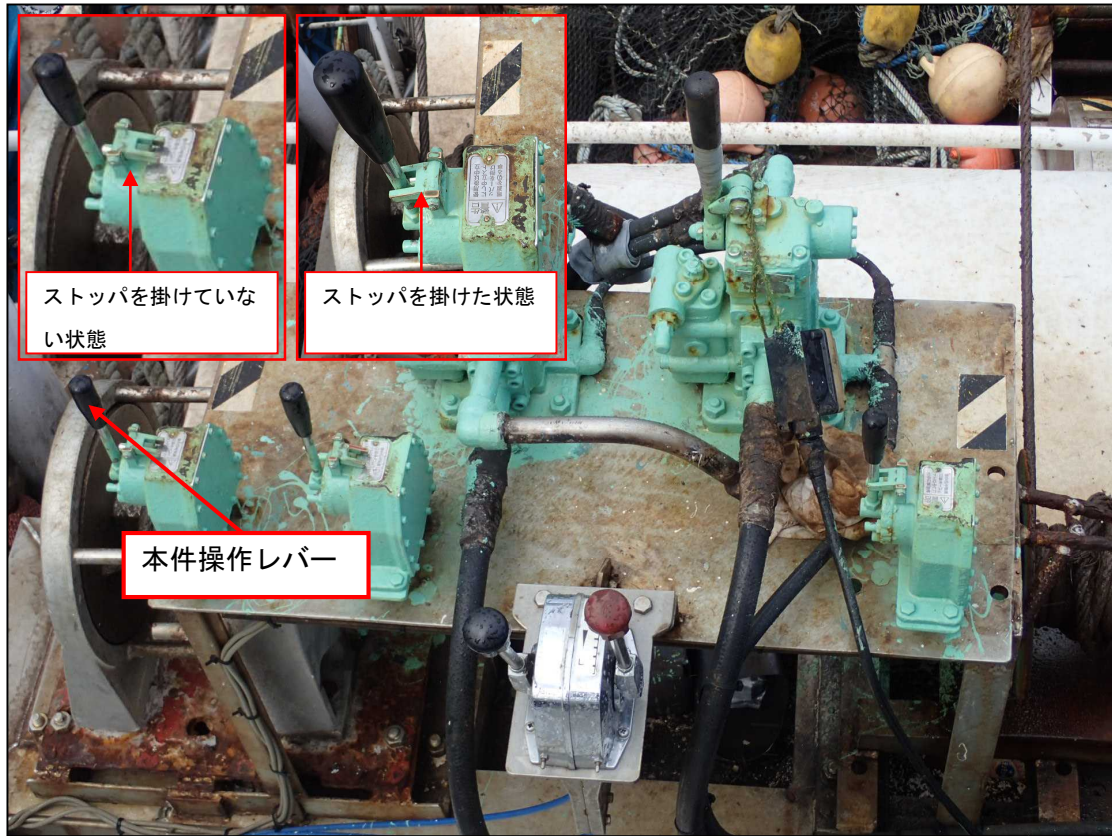


写真3 後部甲板の状況

